

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 群馬県藤岡市

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額G	標準財政規模 A+B+C
10,254	3,430	610	14,294

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	23,933	23,488	445	266	654	19,743	
住宅新築資金等貸付事業特別会計	14	13	1	1	—	19	
学校給食センター事業特別会計	575	567	8	8	267	—	
一般会計等	24,251	23,797	454	274	—	19,762	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険事業	7,195	7,151	44	44	844	—	—	
老人保健事業特別会計	725	722	3	3	46	—	—	
後期高齢者医療特別会計	526	514	12	12	152	—	—	
介護保険事業勘定特別会計	3,980	3,920	60	60	617	—	—	
介護老人保健施設特別会計	217	209	8	9	—	271	—	
下水道事業特別会計	1,537	1,510	27	27	475	6,568	5,143	
特定地域生活排水処理事業特別会計	24	23	1	1	2	71	52	
簡易水道事業等特別会計	45	41	4	3	23	36	31	
水道事業会計	1,412	1,124	288	893	62	6,709	—	法適用企業
鬼石病院事業会計	1,053	1,065	△ 12	564	87	1,409	1,062	法適用企業
公営企業会計等 計				1,616		15,064	6,288	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。
 5. 純損益(形式収支)は総収益(歳入)から総費用(歳出)を差し引いたものであり、端数処理の関係で資金剰余額/不足額(実質収支)と一致しない項目がある。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
多野郡国民健康事務市町村組合(病院事業)	8,982	9,170	△ 188	3,470	—	10,478	6,097	法適用企業
多野郡国民健康事務市町村組合(介護老人保健施設事業)	461	488	△ 27	152	—	—	—	法適用企業
多野郡岡田城市町村圏農林整備組合(一般会計)	2,651	2,599	52	52	17	1,335	945	
多野郡岡田城市町村圏農林整備組合(農業共済)	157	155	2	320	—	—	—	法適用企業
藤岡市・高崎市ガス事業団	855	781	74	662	—	—	—	法適用企業
群馬県市町村会館管理組合	309	293	16	16	61	—	—	
群馬県市町村総合事務組合	7,825	7,376	449	449	1,100	—	—	
群馬県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	1,485	1,435	50	50	—	—	—	
群馬県後期高齢者医療広域連合(事業会計)	157,925	149,203	8,722	8,706	1,801	—	—	
一部事務組合等 計				13,877		11,813	7,042	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
藤岡市土地開発公社	△ 1	457	5	—	—	—	—	—	
藤岡市文化振興事業団	0	200	200	126	—	—	—	—	
藤岡クロスパーク	17	90	62	—	—	—	185	18	
神流湖整備協会	0	45	20	—	—	—	—	—	
地方公社・第三セクター等 計			287	126	0	0	185	18	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には「当期正味財産増減額」を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A
財政調整基金	2,935	2,643	△ 292
減債基金	79	79	0
その他充当可能基金	3,116	2,946	△ 170
充当可能基金 計	6,130	5,668	△ 462

- (注) 1. 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。
 2. 「充当可能基金計」は、基金区分毎に端数処理を行っているため、縦計と一致しない場合がある。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A	早期健全化基準	財政再生基準	資金不足比率(公営企業会計名)	平成19年度決算 A	平成20年度決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	3.79	1.91	△ 1.88	△ 12.83	△ 20.00	水道事業会計	—	—	—
連結実質赤字比率	16.54	13.21	△ 3.33	△ 17.83	△ 40.00	鬼石病院事業会計	—	—	—
実質公債費比率	12.5	11.5	△ 1.0	25.0	35.0	下水道事業特別会計	—	—	—
将来負担比率	59.4	60.0	0.6	350.0	—	特定地域生活排水処理事業特別会計	—	—	—
財政力指数	0.71	0.74	0.03	—	—	簡易水道事業等特別会計	—	—	—
経常収支比率	96.9	94.4	△ 2.5	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。